

秋田市公式Instagramを活用した共創による魅力発信事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

秋田市公式Instagramを活用した共創による魅力発信事業業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託金額の上限

5,459,828円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 業務の目的

本市は移住定住、関係人口、観光、産業等において「選ばれるまち」を目指し、市民や観光客などが多様な視点で本市の魅力を発信することで、県内外からの共感を得ながら、まちの価値を高めていくため、シティプロモーションを推進している。

その一環として、秋田市公式Instagramに投稿された写真や動画を活用した展示展の開催やコンテストを実施することで、若者をはじめとする市民や帰省客等が主体的に本市の魅力を発信する機会を創出するとともに、地域資源に触れる機会を通して郷土に対する誇りや愛着を育むことを目的とする。

5 業務の内容

受託者（以下、「乙」という。）は、秋田市（以下、「甲」という。）が掲げる次の業務を行うこと。

(1) 秋田市公式Instagram写真・動画展の企画および運営

乙は、甲が指定する次の条件のとおり、市民等が主体的に関与し、発信する工夫を取り入れた企画を行うこと。

ア テーマ

(ア) TODAY

市内の風景やモノ、伝統等の魅力を被写体にした投稿

(イ) いつかの君たち

市内の高校生の日常や風景などの青春を被写体にした投稿

(ウ) 秋田市公式Instagram魅力発見コンテスト（以下、「コンテスト」という。）

次号で定めるフォトコンテストにおける受賞作品

イ 開催スケジュール

原則、以下の表のとおり開催するものとし、変更が生じる場合は、甲乙協議の上、決定する。

【表1_開催スケジュール】

開催場所	開催期間	テーマ	備考
秋田空港	令和8年7月～8月中の甲が指定する期間（3週間程度とする。）	・TODAY ・いつかの君たち	期間中1回展示物の入替えを行う。
秋田駅東西連絡自由通路（ぼぼろード）	令和8年11月～令和9年1月中の甲が指定する期間（3週間程度とする。）	・コンテスト	
イオンモール秋田	令和8年11月～令和9年1月中の甲が指定する期間（3週間程度とする。）	・コンテスト	

ウ 展示物の規格および製作

乙は、甲が提供する写真・動画データおよびコンテスト受賞作品を用いて、以下のとおり展示物を製作すること。

- (ア) 写真については、RGBデータにより印刷すること。なお、紙質は指定しないが、写真のテーマに沿っており、かつ写真展全体で統一されたものとする。
- (イ) 写真のバランスや色調など、仕上がりをすべて確認することとし、修正が必要な場合は、その都度、甲と十分に協議を行うこと。
- (ウ) (ア)により印刷した写真をパネルに貼り付け、写真パネルを製作すること。写真1枚につき1パネルを製作することとし、サイズは縦80cm以下、横70cm以下とすること。
- (エ) 写真パネルは複数回の展示および運搬に耐えうる十分な強度を有するものとし、展示時および運搬時に反り、折れ、破損が生じにくい構造とすること。
- (オ) 動画については、サムネイル画像と動画が視聴可能なQRコードを記したパネルを製作すること。なお、写真パネルと同様の条件で製作すること。
- (カ) (オ)の動画パネルについて、パネル以外（タブレットやデジタルサイネージなど）での展示が可能な場合は、積極的に提案することとし、甲乙協議の上、展示の手法を決定すること。
- (キ) 写真展タイトル、企画説明および協賛企業等の名称が記されたパネルについても製作すること。なお、テーマがフォトコンテストの場合は、賞名、受賞者名、受賞者コメント等を記したパネルを必要に応じて製作すること。

エ 展示物の設置・撤去

乙は、製作した写真パネル等を甲が指定する場所に設置および撤去を行うこ

と。なお、設置に当たっては、展示物等が風、人の往来による振動又は接触等により転倒、落下又は飛散することのないよう、設置場所の状況に応じて適切な固定措置を講じ、安全性を確保すること。

また、各会場における設置および撤去作業の日程は、甲と十分に協議の上、決定することとし、作業は周囲の安全に十分に留意して実施すること。

オ 維持管理

- (ア) 乙は、写真展の期間中、週1回以上会場を訪れ、展示物等の確認を行い、適切な状態で維持すること。
- (イ) 乙は、展示物等の転倒、破損、汚れ、落下、変質、その他事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告するとともに第三者行為に起因する場合を除き、取り替えや修復等の必要な措置を講ずること。
- (ウ) その他、甲が必要と認めるときは、乙は、甲の依頼に基づき、現場確認を行い、異常が認められる場合は、速やかに甲に報告するとともに取り替えや修復等の必要な措置を講ずること。
- (エ) 乙は、展示物等の製作および展示に関して改善点などがある場合は、甲へ提案し、甲へ施工図を提出の上、協議を行うこと。

(2) コンテストの企画および運営

ア 乙は、甲が指定する次の条件のとおり、コンテストを開催すること。

(コンテスト企画案)

- ・名 称 秋田市公式Instagram魅力発見コンテスト
 - ・テ ー マ 本市の風景、モノ、伝統文化などの魅力や本市での学生生活などの青春を想起させるもの。
 - ・部 門 写真部門と動画部門の2部門とする。
動画部門は10～90秒のInstagram Reels動画とする。
 - ・募集期間 令和8年6月～令和8年10月
 - ・結果発表 令和8年12月
募集期間および結果発表の詳細な日程は、甲乙協議の上、決定する。
 - ・受賞作品数 写真部門：20～30作品程度 動画部門：10作品程度
 - ・賞 区 分
 - ・最優秀賞（#findakitacity賞）
 - ・協賛企業賞（協賛企業を冠した賞）
- このほか、コンテストへの参加意欲を高めるために、乙の提案

があった場合や、甲が指定した場合は、甲乙協議の上、賞を追加できることとする。

- ・選定方法 受賞作品の選定は、甲が指定する3名と、乙の提案に基づき甲と協議の上、決定する2名の計5名による審査とする。
なお、審査会の開催は乙が行い、審査の基準等については、甲乙協議の上、決定する。
- ・賞品など 乙が提案し、甲乙協議の上、決定する。
- ・募集方法 Instagramにおいて、以下の手順で写真および動画を投稿する。
 - ①秋田市公式Instagramアカウントをフォロー
 - ②秋田市公式Instagramアカウントをタグ付け
 - ③甲が指定するハッシュタグを付けて投稿
- ・その他 応募作品については、甲および甲が許可した第三者が各種印刷物、WEBサイトおよびSNSへの掲載や各種イベントでの使用など、秋田市のPRにつながる事業において、応募者の許諾なく無償かつ無期限に利用できるようにすること。

イ 受賞作品発表イベント等の企画および運営

- (ア) コンテスト受賞作品を発表するイベント等を令和9年1月末までに秋田市内で開催すること。
- (イ) 受賞作品の発表のほか、本事業への協力企業や協賛企業、「まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業」、「企業版ふるさと納税寄附企業」が参画し、受賞者や市民等が本市の魅力を発信したくなるような企画を含めること。
- (ウ) 参加者が受賞作品をみることができる企画を含めること。なお、(1)の写真・動画展と連動した企画とすることも可とする。
- (エ) 会場は、乙の提案に基づき甲と協議の上、決定する。会場使用料や各種申請に必要な経費など、イベント等の開催に係る一切の経費は、委託料の範囲内で乙が支払うこと。
- (オ) 企画内容の詳細については、乙の提案に基づき、甲乙協議の上、決定する。

ウ 周知および告知

乙は、コンテストおよび受賞作品発表イベント等について、応募や参加を促すため、告知素材の制作および効果的な周知を行うこと。

(3) 協賛金の募集

ア 乙は、(1)および(2)の実施に当たり、秋田県内の事業者等から協賛金を募集すること。得られた収入のうち700千円は、甲に帰属するものとする。

イ 乙は、協賛金の募集に当たって、企業の参画を促進するため、協賛特典に応じた複数の区分を設定し、協賛金募集計画を策定し、甲の承認を受けること。
なお、区分の設定に際して、(2)で定める冠賞を特典に含めること。

(4) 高校巡回展の設営および撤去

乙は、甲が指定する次の条件のとおり、甲が準備する展示物を用いて、市内高等学校11校を巡回する写真展の設営および撤去を行うこと。

ア 実施期間

令和8年6月から令和9年2月までのうち、別紙2「「いつかの君たち」連携校およびスケジュール」のとおり甲の立ち会いのもと、設営および撤去を行うこと。なお、設営場所との調整により、今後変更となる場合がある。

イ 巡回場所

別紙2「「いつかの君たち」連携校およびスケジュール」に記載のとおりとする。なお、連携高校が長期休み等により展示できない期間については、秋田市役所本庁舎または、甲が指定する秋田市内の施設等へ展示する。

ウ 展示物

甲が指定する写真パネルを貼り付けたボード(以下、「写真ボード」という。)(縦180cm×横90cm)15枚とボードを支える支柱、重り等

エ 展示物の管理

- (ア) 甲の指示に基づき、タイトルパネルを年2回程度更新すること。
- (イ) 写真ボードが故障した場合は、乙の責任により修繕すること。
- (ウ) 経年劣化等、乙の責めによらず、写真ボード以外の設置物の故障等が発生した場合は、甲の責任により修繕を行う。

オ 連動企画の実施

乙は、高校巡回展の実施に当たり、展示物を通して本市の魅力に主体的に関与できる企画を実施すること。(例：ノベルティシールの配布など)

(5) 別紙資料

ア 「別紙1」まちへの誇りと愛着醸成パートナー企業一覧

イ 「別紙2」 「いつかの君たち」連携校およびスケジュール

(6) その他

ア (1)から(4)に定めるもののほか、市民や観光客等が主体的に本市の魅力を発信するなどの行動変容につながることを期待でき、かつ秋田市シティプロモーション基本方針に添い、適切と考える企画等がある場合は、積極的に独自提案

を行うこと。

イ 乙は、契約締結後速やかに開催および展示会場を視察し、効果的な設営等について、甲と調整を図ること。

6 業務実施体制

- (1) 乙は、本業務を確実かつ円滑に遂行するため、十分な知識および経験を有する人員による業務実施体制を構築し、あらかじめ甲に報告すること。
- (2) 乙は、本業務の進捗を管理する統括責任者を1名配置し、業務全体の進行管理および甲との連絡調整を密接に行うこと。
- (3) 乙は、本業務の内容に応じて、統括責任者を含む2名以上の担当者を適切に配置し、業務の進捗状況を逐一甲へ報告するとともに、甲の求めがあった場合は速やかに必要な事項について報告すること。

7 再委託の禁止

乙は、本業務の全て又は大部分を一括して第三者に再委託してはならない。

ただし、一部の業務について、あらかじめ書面により甲の承認を受けたものについては、この限りではない。

8 実績報告

乙は、本業務完了後、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。甲は業務完了報告書を受領したときは、遅滞なく報告内容について検査を行うものとする。

9 留意事項等

- (1) 本業務の委託金額については、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。
- (3) 乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について善良な管理者の注意をもって、その情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。
- (4) 乙は、本業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほかこれに関連する諸法令、ガイドライン、自ら定める個人情報保護方針その他の安全管理基準に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失および毀損の防止その他個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。
- (5) 乙は、業務の遂行に当たり、関連する諸法令を遵守しなければならない。

- (6) 乙は、業務の遂行に当たり、安全の確保には万全を期すとともに、事故その他異常が発生した場合は、速やかにその旨を甲に報告するとともに適切な措置を講じること。
- (7) 乙は、業務の遂行に当たり、乙の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- (8) 本仕様書に記載する業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画に係る業務についても、あわせて実施すること。
- (9) 乙は、本業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合は、甲と十分に協議すること。